

東浦町先端産業審査会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、東浦町先端産業育成条例（平成11年東浦町条例第29号）第4条第2項に規定する先端産業の認定に際し、当該新設する工場等が先端産業の工場等に該当するかどうかを審査し、適正に処理するため、東浦町先端産業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(構成)

第2条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。ただし、必要に応じ構成員以外の関係者の参加を求めることができる。

- 1 会長は、副町長を充てる。
- 2 副会長は、委員のうちから会長の指名する者を充てる。
- 3 委員は、東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及び予算編成に関する事務を所掌する課の長のうちから会長の指名する者を充てる。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、企業から新設工場等に係る認定申請書が提出されたとき、又は当該認定内容に疑義が生じたとき、会長がこれを招集するものとする。

(秘密の保持)

第5条 会長、副会長、委員及び事務取扱者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後もまた同様とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年３月 23 日から施行する。